

近世寺院経営史の研究

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-11-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 田中, 洋平 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/19731

明治大学大学院文学研究科

2016年度

博士学位請求論文

(要約)

近世寺院経営史の研究

A study of history on temple management
in early modern Japan

学位請求者 田中 洋平

本論は、近世における寺院について、その展開過程や経営を分析することにより、この時代に特徴的な寺院の有り様や信仰世界を明らかにするとともに、そこから当該期における地域社会の位相を描写することを目的としている。以下に、本論を構成する各章について要約する。

「はじめに」では、これまでの研究史を整理したうえで、本論における問題の所在を提示している。

寺院経営、寺院経営に関する研究は、戦前からすでにその萌芽がみられる。本論は近世という時代における寺院経営の諸相を明らかにすることにその主眼をおいているが、この時代における寺院経営を分析するにあたっては、前代における寺院経営が如何なる様態であったのか、という点について確認する必要がある。この点について、中世史研究者・永村眞が中世東大寺の経営構造を分析した著作において、「中世東大寺といながら、(中略)その形成過程ともいえる平安時代における、寺務組織と僧団の形成過程と活動について、長々と論じたのは、『中世東大寺』の寺院社会を理解するうえで、形成期における組織体の構成・構造にかかわる、前提的な認識が必須であると考えたからである」と述べている。当該期の有り様を探るうえで、その前代にかかわる研究史を整理することが欠かせないという永村の認識は、本論でも共有している。そこで本論「はじめに」では、近世寺院経営史の研究動向をまとめるにあたり、この時代に接続するための前史として、中世史研究における寺院史の動向を俯瞰した。ここでは特に、細川亀市、竹内理三、黒田俊雄、網野善彦、伊藤正敏、阿諏訪晴美らの研究を取りあげ、中近世における寺院経営史を接続するための整理をした。

これらの研究史を踏まえたうえで、近世寺院経営史研究を概観していく。近世において多くの寺院は、宗判を梃子にして葬祭檀家を獲得することにより、その教線を拡大してきた。戦後辻史観を克服するべく進められてきた研究によって、この時代において盛んな布教活動が展開され、寺院と人々との密接な関係性が構築されたことも既に明らかとなっている。こうした関係から得られる収入が、寺院経営の一翼を担っていたことは確か

であろう。それに加えて、例えば圭室文雄の研究を顧みるならば、近世における寺院は、宗判によって形成される葬祭檀家から以外にも神社の別当になるなどして収入を得ている。また三浦俊明による寺社名目金研究によって指摘されるように、寺院はそうした布教活動以外にも多様な諸活動を展開していたことも知られている。すなわち、近世における寺院は、宗判や寺請、葬祭以外にもさまざまな宗教活動を展開しており、かつまたそれ以外にも金融や農業といった経済活動に従事しながら当該寺院を経済的に成り立たせているものと考えられる。こうした点に鑑みるならば、従来の研究史のうえでも言及されてきた寺院の諸活動について、それらを総合して初めて当該期における寺院の存在意義あるいは存立基盤が明らかにされるものと考ええる。換言すれば、寺院が展開する宗教活動をそれ以外の活動と同じ土俵で分析する必要があるのではないだろうか。

こうした視点のもとに、本論では近世という時代において、寺院が展開する多様な諸活動を経済的な営為として捉え直すことにより、その総体的な把握を試みる。すなわちここでは、寺院が展開する宗教活動を一つの経済的活動として把握し、他の諸活動と同列に扱うことにより、寺院の存立基盤を社会的存立基盤と経済的側面の両面から問い直していく。

併せて寺院を一つの経営体であると捉えるとき、寺院が当該期の時代的特質や社会経済状況に大きく左右される存在であることは当然推測される。寺院の存立基盤は、その寺院が立地する地域社会の有り様を濃く反映しているものとして再認識する必要がある。例えば竹田聰洲は、本論で引用した論文において、以下の言及をする。「朱印地・黒印地などの寺領を安堵された一握りの高格寺院を除いて多数の群小寺院はその経済基盤を具体的にどのような構造と形態において所持したものか。(中略)寺の経済基盤にどのような待遇を与えているか、いかえれば寺をいかなる形でそこに存立せしめているかは、独り寺院側の問題ではなく、むしろより以上に、当寺を含む地域共同体社会全体にかかわる問題なのである」。この指摘を考慮するならば、本論は、寺院を取り巻く社会経済的状况を踏まえたうえで、寺院経営を分析するとともに、近世における寺院展開や寺院経営をとらえて、当該期の社会経済状況を分析するという双方方向の視角を有することとなる。ゆえにここでは、近世地域史・村落史・社会経済史研究において積み重ね

られてきた議論や分析結果を十分に消化したうえで論考を進めた。

次に、各章の具体的な分析内容を以下に確認していく。

第一章「幕末維新期の蝦夷地における新寺建立」は、江戸時代の蝦夷地に焦点をあてて、同地における曹洞宗寺院の建立実態を通観したうえで、幕末維新期に新規建立される寺院と、それ以前の寺院との比較を寺格の観点から論じている。近世における寺檀制度は、この時代の寺院を分析するうえで看過することのできない制度的な枠組みであることは確かであろう。この点に鑑みて、本章では幕末維新期に本州以南の地から蝦夷地への恒久的移住が進む状況において、どのような性格をもった寺院が建立されていくのかを論証することにより、江戸時代初期に寺檀制度が形成されていく過程との比較検討の材料を提供できるものと考えている。言い換えれば、史料上の制約から未だ十分に詳らかにされているとは言い難い寺檀制度成立過程を幕末維新期の蝦夷地に見出そうとする試みである。

ここでその内容を要約するならば、蝦夷地の曹洞宗寺院は、一七〇〇年代からの一〇〇年間の時期に活発な建立をみせていた。この点については、従前の研究史によっても明らかとされている。ただし、本論で依拠した史料を詳細に分析していくと、近世中期のこの時期にあつて、その建立が進められていたのは、原則として葬祭や宗判を執行することができない寺格の寺院「すなわち「祈禱寺院」であることが明らかとなった。その背景にあるのは、この時期の蝦夷地が、本州以南に暮らす人々にとつての「出稼之場所」であり、「越年之場所」ではなかったことが考えられる。

その一方で、幕末維新期における日米和親条約の締結と、それに伴う箱館の開港が、こうした状況に大きな変化をもたらしている。箱館の開港は、本州以南の地からの恒久的移住者の増加を誘引した。こうした変化は、この地に建立される寺院の寺格にも影響を与え、一八五〇年代以降には、第二期の寺院建立期をむかえる。加えて、この時期に建立される寺院の多くは、近世中期にあつて進められた「祈禱寺院」ではなく、近世の寺檀制度に照応した「葬祭寺院」であつたということを示した。

第二章「近世中後期の日蓮宗における信仰と寺院経営」では、下総国平賀（現千葉県松戸市）の日蓮宗本土寺に残された史料から、同寺の末寺・又末寺の寺

院経営を信仰との観点から論じている。近世日蓮宗教団については、特に幕藩権力による不受不施派への数度にわたる弾圧が知られており、信仰上における他宗派への排他的特徴がこれまでの研究史のうえで明らかにされてきた。本章では、分析の俎上にのせた日蓮宗寺院の檀家数について、無住と現住とを分ける檀家数の境界線が二〇軒程度であり、従来指摘されてきた数字よりも大きく下回っていたことを確認した。また、檀家数とともに寺院経営の両輪であると考えられてきた寺院所持耕地についても確認したが、過少な檀家数を補うために寺院所持耕地を増加させていくといった、これまでの研究史において指摘されてきたような相関関係を確認することはできなかった。すなわち、本章でとりあげた日蓮宗寺院に関しては、寺院経営の両輪を十分に所持していないことになる。この点に関して整合的に説明するために、地域における信仰実態を寺院経営分析に組み込むことを企図した。本章では特に、本土寺配下の安興寺とその塔中であつた大乘坊との争論を取りあげて、寺院経営に与える信仰の問題を分析した。

その検討をとおして、近世中期にあつてなお、不受不施の教義が檀家の維持・獲得の有力な手段であることと密接に関連してくる様子を析出している。数度にわたる不受不施への弾圧が、かえつてその教義を支持する檀家の信仰を強くさせ、数的には少ないながらも、そうした檀家によって支えられた寺院経営像を浮かびあがせることができた。不受不施の教義をめぐっては、禁制によつて住持を失い、寺院経営が動揺するという動きと、他方でそうした教義を唱えることによつて檀家の支持を得て寺院経営を安定させるという二方向の動きが、矛盾を孕みつつも同時に横たわっている。換言すれば、不受不施の教義をめぐる信仰の問題が、寺院経営を安定化、あるいは不安定化につながる両義的な要因となつていたとも言えるだろう。近世の日蓮宗寺院を取り巻くこうしたダイレンマを再度注視する必要があることを指摘した。

第三章「近世北関東農村における祈禱寺院経営」は、常陸国黒子（現茨城県筑西市）の天台宗千妙寺に残された史料を用いて、同寺の配下にあつて寺檀制度の枠組みから外れた祈禱寺院の経営分析を試みた論考である。本章で論じられる眼目としては、近世的寺檀制度を所与の前提として議論が組み立てられがちであつた近世宗教史研究にあつて、そうした制度的枠組みの外にあつた祈禱

寺院に焦点をあて、その経営実態を明らかにするとともに、近世中後期における北関東農村の人口減少が寺院経営にどのような影響を与えたのかについて論じている。

具体的には、近世中期から後期にかけて、この地域に展開する「祈禱寺院」は、その多くが無住に転じている様子を確認した。併せてそうした「祈禱寺院」の経営分析を行い、これら「祈禱寺院」は檀家からの収入（檀徳）に依存した経営ではなく、主として所持耕地からの収入（地徳）に依拠していたことを明らかにした。こうした分析を踏まえたうえで、「祈禱寺院」の無住化を考えるにあたっては、従来研究者の間で共有されてきた「檀家に支えられた寺院像」に関し、それを再考することの必要性を指摘した。

千妙寺配下「祈禱寺院」の事例では、近世中期以降に進行する人口減少が、檀徳のみならず、小作人のなり手不足といった地徳に対して大きな影響を与えている。すなわち、地徳依存型の経営を進めていた「祈禱寺院」が、地域人口の減少に起因して、所持耕地からの収入を減少させ、結果として無住化へと追い込まれた、という構図を提示している。加えて、無住化した寺院に対し、住持の派遣を願い、そうした寺院への経済的援助を申し出る村方の様子についても言及している。寺檀制度枠組みから外れた祈禱寺院に対する檀家や村の経済的な援助、あるいはそこに住持の止住を強く願う様子からは、施設管理上の問題とともに、葬祭・宗判といった制度的枠組みから生じる必要性以外にも、この時代に生きる人々がそこに寺院が存在すること、そしてそれを維持させていくことを求める心的欲求についても、研究の深化が求められていることを指摘した。

第四章「近世農村地帯における修験寺院経営」では、第三章と同じ視点をもちつつ、修験寺院の経営を掘り下げて論じている。具体的には、武蔵国上山村（現埼玉県川越市）に存在した本山派修験寺院の林蔵院について、宗教活動による収入とそれ以外の収入に大別し、検討を進めた。その結果、修験寺院全体の収入のうち宗教活動によって得られるのは一割から二割程度であり、その他大部分は、所持耕地からの収入や金銭貸借によって得られる利息などが占めていたことを明らかにすることができた。

こうした経営を可能とした背景には、同院が積極的に進めた土地集積があげられる。修験寺院を営む修験者が、修験者としての身分を確保するためには、

代替わりごとに上京し、補任状を獲得する必要がある、その際には一定金額の上納が求められていた。また、修験寺院としての寺格の昇格についても、多額の金銭を用意する必要に迫られていた。

林蔵院の事例では、こうした金額を用意するにあたって、金銭の貸し付けによる運用を用いていた。本章では、こうした金銭の運用に関しての分析を進めるとともに、こうした貸し付けが、林蔵院の所持耕地拡大へとつながったことを指摘した。ここから、寺院経営における宗教活動を経済活動全体のなかで相対化しつつ、宗教活動以外の収入によって修験者としての宗教活動が支えられていたという構図を提示した。

第五章「近世北関東農村における寺院資産の管理」では、第三章と同様に、常陸国黒子の千妙寺に残された史料を用いて、荒地化した寺院所持耕地や境内地の材木といった寺院資産について、当該寺院が所在する村や村人、あるいはその本寺が如何に関わっていたのかという点を主題にして論じている。ここでは、特に無住化した寺院の資産がどのような関係性のなかで管理されていたのかという点を論じることによって、寺院の経営を取り巻く人的・社会的関係性に関する分析を進めている。

下野国における曹洞宗寺院と村との関係を論じた齋藤悦正は、寺院の財産には僧侶のみならず「檀那」の意志が大きく反映されているとし、僧侶が寺の財産を自由にすることはできないとしたうえで、寺院財産である境内地の樹木も村の管理にあるべきとの意識を抽出している。本論で確認した事例でも、そもそも村民が寺院資産である境内地の樹木を無断で伐木していることから、齋藤が検討を加えた事例と同様の意識をこの文書の紙背に読みとることができるといえる。

本章での分析からは、無住寺院について、実質的に村、あるいは村人によって寺院堂舎の管理がなされており、当該寺院が無住から現住へと転じたのちにおいても、寺院資産に関する管理権限が村方に保持されていたことが明らかとなっている。この点に関して、現住と村方との間で発生した諍いは、現住が退寺することで決着をみており、寺院資産の処分に関して村方の優位性を確認することができた。ただし、他方において寺院資産の処分決定権は田舎本寺が有しており、村方は無住寺院であっても、その資産処分の方法を田舎本寺に確認することが必要であったことを指摘した。

第六章「僧侶養成と寺格からみる近世曹洞宗寺院」は、上野・信濃両国の史料を中心として、寺檀制度との関連から曹洞宗寺院の実態を考察した論考である。近世における各宗派の寺院は、すべての寺院が寺檀制度の枠組みのなかで宗判や葬祭を執行したのではなく、そうした枠外にあつて宗教活動を展開した寺院とそこに住持する僧侶の存在が想定される。本論ではすでに、第三章、第四章において「祈禱寺院」の分析を進めたが、本章では曹洞宗という同一宗派内での「葬祭寺院」、「祈禱寺院」の存在基盤を対比的に分析することを試みている。加えて本章では、経営的に行き詰まった無住寺院の存在に焦点をあて、寺檀制度に照応する寺格と、そこに住持する僧侶の僧侶養成を関連させつつ、無住化の実態を明らかにしている。

特に本章では、天保年間に作成され、上野国の僧録寺院に保管されていた二冊の「無住寺院書上帳」に注目している。一冊は、曹洞宗教団における「法地」寺院、すなわち「葬祭寺院」の無住書上帳であり、他方は「平僧地」寺院のうち、無住になったものを集約した書上帳である。この両者の分析からは、寺院の無住化がもたらす問題として、教団の教線拡大やその維持に影響を与えることに加えて、幕藩体制下における寺請を維持するために、住持の存在が欠かせないという点が浮上してくる。言わば「法地」寺院の無住化は、この時代における社会制度的な枠組みの根幹に関わる問題である。「寺役」の代行について、その有無が「法地」と「平僧地」の寺格によって明瞭に分かれることを考えても、無住寺院を調査するにあたって、その「書上帳」が分冊の形式をとったことは、教団内部における教線の維持という問題とともに、「宗判」を執行するために必要な寺院か否か、という点が必要な問題として認識されていたからであると考えられる。

第七章「近世新義真言宗寺院の無住化」では、武蔵国倉田村の新義真言宗寺院である明星院に残された史料の分析をおして、同寺配下の寺院について、無住化の過程を明らかにしている。ここでは、前章と同様の視点から、新義真言宗寺院の無住化現象が顕在化してくる時期について、その分析を進めるとともに、どのような寺院に顕著な無住化がみられるのかという点に関し、寺檀制度とそれに照応する寺格の観点を考察の視野に含めつつ、論述を展開している。加えてそうした無住化が如何にして引き起こされるのか、という点についても併せて論じている。

具体的には、近世中期の寛延年間において、明星院配下の寺院については、若干の例外を除いてほぼ現住となっていたものが、幕末維新期には、その率が五割程度にまで落ち込む様子を明らかにした。ただし、その詳細を分析していくと、葬祭や宗判を執行することができず住持によって営まれる「葬祭寺院」については、その多くが無住化を免れるものの、そうした権限を付与されていない「祈禱寺院」は、幕末維新期に二割程度まで現住率が下がっていた。この点からは、寺檀制度の枠組みが、この時代の寺院経営において、決定的に重要な要素であったことを推測させる。

また、新義真言宗触頭江戸四箇寺から発せられた宝暦年間の文書を検討した朴澤直秀は、「すでに（近世中期の）この時期、寺院の大破による再建・修復の必要や、住職が寺院運営などで遺した借金のため、住職交代の際に、その借金を担う僧侶が後住になりやすいという実態が生じていた」たことを論証している。この指摘を踏まえたうえで、本章では、住持交代時に作成される文書の分析をすすめた。

ここからは、「葬祭寺院」よりも、「祈禱寺院」の方が、無住化の割合が高まるという実態は、「寺附」の借財や隠居、あるいは先住の弟子の生活保障といった一定程度の金額を負担してまで後住となっても、「門徒」寺院ではその金額を償却できない可能性が高まるという事情があったものと推測される。後住に求められる金銭負担が、住持の無住化を誘引するといったように、寺院経営を左右する一つの要因であったと考えられる。

「おわりに」では、本論における検討結果を再度振り返り、信仰や地域社会の経済実態、あるいは社会関係などが寺院経営に与えた影響を総括するとともに、本論において積み残された課題を提示している。

なお、付論「林蔵院の宗教活動」は、第四章と関連し、修験寺院を営む宗教者の宗教活動について、修験者としての活動と村鎮守別当としての活動に分けて論じたものである。ここでは、経営体としての寺院のみならず、宗教者と当該地域社会との関わりを論ずることによって、議論の視野を広げている。

この付論で特に明らかとすることができたのは、林蔵院における修験者としての活動実態と、村鎮守別当としてのその相異である。林蔵院の修験者としての側面を回檀記録から確認すると、所在する上寺山村においては回檀軒数が少なく、相対的に他村に比重をおいて祈禱寺檀関係をむすんでいた。この点に

関しては、葬祭寺檀関係と祈禱寺檀関係との類似性を指摘することができる。また、同院は修験寺院としての寺格である同行から准年行事へと昇格したのちに、近隣の一五か村を霞場として公認されていたが、四割程度はそうした霞村以外に住む人々との祈禱寺檀関係を構築しており、修験者としての活動は、村の枠組みにしばられていない様子が明らかとなった。

他方において、村鎮守別当としての活動は、修験者としてのそれとは異なり、村の意向に左右され、かつ左右するという二面性を帯びていた。寺山三ヶ村の村鎮守別当を勤めていた時期に発生した争論では、三ヶ村の主張を調整するのではなく、林蔵院が所在していた上寺山村村役人の意向を汲んで自らの主張を展開していた。ここからは、村鎮守別当としての宗教活動が自居村の動向に強く規制されていた様子を知ることができる。